

国土用第12号
平成23年9月21日

社団法人日本補償コンサルタント協会
会長 吉田昭夫 あて

土地・建設産業局地価調査課長

「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」の一部改正について

補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成20年10月1日国土用第43号）を、別添のとおり改正したので通知する。

なお、本通知は、通知の日から施行する。

また、本通知について、貴協会加盟の補償コンサルタントに対して周知されたい。

(参考)

国土用第12号
平成23年9月21日

各地方整備局等用地部長等 へ

土地・建設産業局地価調査課長

「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」の一部改正について

補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について（平成20年10月1日国土用第43号）を、別添のとおり改正したので通知する。

なお、本通知は、通知の日から施行することとし、社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格の登録を受けている者で、平成23年度までに財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者は、本通知施行後においても、改正後の記2（4）及び（5）の「その他これに準ずる者」として取り扱うこととするので、適切に運用されたい。

別添

記2(6)を次のように改める。

(6)(4)及び(5)の「その他これに準ずる者」とは、社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格として、

イ(4)にあつては、総合補償部門

ロ(5)にあつては、総合補償部門以外の各部門

の登録を受けている者で、登録部門に関わらず起業者である発注者から直接に受託若しくは請け負った補償業務に関し(2)と同様の算定による7年以上の実務の経験を有する者、補償業務全般に関し20年以上の実務の経験を有する者又は(2)若しくは(4)の指導監督的実務の経験を有する者をいう。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号

(用紙A4)

補償業務管理者認定申請書

補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けるため、下記の者が

〔登録規程第3条第1号ただし書〕
〔同規程第3条第1号ロ〕

に該当するものであることの認定を受けたいので、申請いたします。

平成 年 月 日
申請者 印

殿

記

登録を受けようとする登録部門			
補償業務管理者の氏名		生年月日	
住所			
実務経歴は、別表(補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修修了者にあつては、同研修修了書の写)のとおり。			

上記の者は別表のとおり実務の経験を有することに相違ありません。

平成 年 月 日
申請者 印

備考

- 1 「登録規程第3条第1号ただし書」又は「同規程第3条第1号ロ」は、不要のものを消すこと。
- 2 補償業務全般に関する実務経歴は、別表1に記載して添付すること。
- 3 起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務に関する実務の経験（主任担当者等の立場で業務の管理及び統轄を行った経験を含む。）は、別表2に記載して添付すること。
- 4 補償業務管理士の資格の登録を受けている者にあつては、同資格証書（補償業務管理士登録証を含む。）の写を添付すること。
- 5 補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修修了者とは、平成4年度から平成23年度までに同認定研修を修了した者をいう。

別表1

(用紙A4)

補償業務管理者実務経歴書
(補償業務経験者)

氏 名		現 住 所			
年 月 日	所 属	役 職 名	職 務 の 内 容	実 務 期 間	
補償業務実務経験				合 計	年 月
				うち指導監督的実務経験	年 月
上記の者は、上記のとおり実務経歴の内容に相違ないことを証明する。					
平成 年 月 日					

記載要領

- 1 「実務期間」の欄は、補償業務に従事した期間のみ記載すること。
- 2 指導監督の実務経験に該当する役職名には○印を付すること。
- 3 証明者は、退職時における所属機関の人事担当部長とすること。
- 4 補償業務管理士の資格の登録を受けている者で、20年以上の補償業務実務経験を有する者は、2の○印は不要。
- 5 補償業務管理士の資格の登録を受けている者で、指導監督の実務経験を有する者は、該当する役職のうち1つについて記載すること。

別表2

(用紙A4)

補償業務管理者実務経歴書
(受託(請負)による補償業務経験者)

氏名		現住所			
期 間	実務経験年数	実 務 経 験 の 内 容			
		業務の内容(業務上の役割)	契約の相手方	契約金額	
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月					
至 年 月	年 月				
合 計	年 月				

上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

		証明者	印
証明を得ることができない場合	その理由		証明者と被証明者との関係

記載要領

- 1 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した補償業務について、契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
- 2 主任担当者等の立場で業務の管理及び統轄を行った経験を記載する場合は、業務上の役割として当該業務上の立場の名称を記載するものとし、補償業務管理士となった前後、登録部門の別、業務の期間の長短、契約金額の多寡は問わないが、当該業務のすべての期間において主任担当者等として補償業務の履行をつかさどった業務1件について記載すること。
- 3 証明者が複数ある場合は、証明者ごとに作成すること。

(参考)

補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について (抄)

改正案	現行
<p>2. 登録の要件関係 (第3条)</p> <p>(2) 同右</p> <p>(4) 同右</p> <p>(5) 同右</p>	<p>2. 登録の要件関係 (第3条)</p> <p>(2) 登録規程第3条第1号ただし書に定める「補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験」の期間の算定は、登録部門に関わらず起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務について、その契約期間のうち直接従事した期間を個別に積み上げて行うものとする。したがって、契約の期間が重複する場合は直接従事した期間をもって実務の経験の期間を算定するものとする。この場合において、1年は12ヶ月、365日として算定する。</p> <p>なお、「指導監督的実務の経験」とは、起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務の履行に関し、主任担当者等の立場で業務の管理及び統轄を行った経験をいう。</p> <p>(4) 国土交通大臣が行う登録規程第3条第1号ただし書に定める「これと同程度の実務の経験を有するもの」の認定は、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者その他これに準ずる者について行うものとする。</p> <p>なお、「指導監督的実務の経験」とは、国家公務員にあつては人事院規則9-8(初任給、昇格、昇級等の基準)別表第一に定める級別標準職務表のうちイ行政職俸給表(一)級別標準職務表に定める10級から4級までの級に相応する標準的な職務のうち管理的職務又はこれに準ずる職務に従事したことのある経験をいい、地方公務員等にあつてはこれに相当する職務に従事したことのある経験をいう。</p> <p>(5) 国土交通大臣が行う登録規程第3条第1号ロの規定に定める「イに掲げる者と同程度の実務の経験を有するもの」の認定は、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者その他これに準ずる者について行うものとする。</p>

(6) (4)及び(5)の「その他これに準ずる者」とは、
社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格として、
イ (4)にあつては、総合補償部門
ロ (5)にあつては、総合補償部門以外の各部門の登録を受けている者で、登録部門に関わらず起業者である発注者から直接に受託若しくは請け負った補償業務に関し(2)と同様の算定による7年以上の実務の経験を有する者、補償業務全般に関し20年以上の実務の経験を有する者又は(2)若しくは(4)の指導監督的実務の経験を有する者をいう。

(6) (4)及び(5)の「その他これに準ずる者」とは、
社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格として、
イ (4)にあつては、総合補償部門
ロ (5)にあつては、総合補償部門以外の各部門の登録を受けている者で、財団法人公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を修了した者をいう。

注 変更部分にアンダーラインを付している。

補償業務管理者認定申請書

補償コンサルタント登録規程に基づく登録を受けるため、下記の者が
 (登録規程第3条第1号ただし書)
 (同規程第3条第1号ロ)
 に該当するものであることの認定を受けたいので、申請いたします。

平成 年 月 日
 申請者 印

殿

記

登録を受けようとする登録部門			
補償業務管理者の氏名		生年月日	
住所			
実務経歴は、別表（補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修修了者にあつては、同研修修了書の写）のとおり。			
上記の者は別表のとおり実務の経験を有することに相違ありません。 平成 年 月 日 申請者 印			

備考

- 1 「登録規程第3条第1号ただし書」又は「同規程第3条第1号ロ」は、不要のものを消すこと。
- 2 補償業務全般に関する実務経歴は、別表1に記載して添付すること。
- 3 起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務に関する実務の経験（主任担当者等の立場で業務の管理及び統轄を行った経験を含む。）は、別表2に記載して添付すること。
- 4 補償業務管理士の資格の登録を受けている者にあつては、同資格証書（補償業務管理士登録証を含む。）の写を添付すること。
- 5 補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修修了者とは、平成4年度から平成23年度までに同

認定研修を修了した者をいう。

別表 1

(用紙 A 4)

補償業務管理者実務経歴書
(補償業務経験者)

氏 名		現 住 所		
年 月 日	所 属	役 職 名	職 務 の 内 容	実 務 期 間
合 計		年 月		
補償業務実務経験		うち指導監督的実務経験		
年 月		年 月		
上記の者は、上記のとおり実務経歴の内容に相違ないことを証明する。				
平成 年 月 日 証明者 ⑩				

記載要領

- 1 「実務期間」の欄は、補償業務に従事した期間のみ記載すること。
- 2 指導監督的実務経験に該当する役職名には○印を付すること。
- 3 証明者は、退職時における所属機関の人事担当部局長とすること。
- 4 補償業務管理士の資格の登録を受けている者で、20年以上の補償業務実務経験を有する者は、2の○印は不要。
- 5 補償業務管理士の資格の登録を受けている者で、指導監督的実務経験を有する者は、該当する役職のうち1つについて記載すること。

補償業務管理者実務経歴書
(受託(請負)による補償業務経験者)

氏名		現住所			
期 間	実務経験年数	実 務 経 験 の 内 容			
		業務の内容(業務上の役割)	契約の相手方	契約金額	
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月					
至 年 月	年 月				
自 年 月	-				
至 年 月	年 月				
合 計	年 月				
上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。					
平成 年 月 日					
証明者 印					
証明を得ること ができない場合	その理由		証明者と被証明 者との関係		

記載要領

- 1 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した補償業務について、契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
- 2 主任担当者等の立場で業務の管理及び統轄を行った経験を記載する場合は、業務上の役割として当該業務上の立場の名称を記載するものとし、補償業務管理士となった前後、登録部門の別、業務の期間の長短、契約金額の多寡は問わないが、当該業務のすべての期間において主任担当者等として補償業務の履行をつかさどった業務1件について記載すること。

3 証明者が複数ある場合は、証明者ごとに作成すること。

注 追記部分にアンダーラインを付している（別記様式第1号別表2は様式そのものが新設。）。